

太陽入所者利用料金表

令和7年6月1日施行

①利用料金+②加算料金(必要な加算分)がお支払いいただく金額となります。居住費、食費については、負担限度額認定の対象となりますので、詳しくは、支援相談員までご相談下さい。

①利用料金（負担割合1割の場合）

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要介護1	多床室	793円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	3,863円／日
	個室	717円／日	1,700円／日			5,052円／日
要介護2	多床室	843円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	3,913円／日
	個室	763円／日	1,700円／日			5,098円／日
要介護3	多床室	908円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	3,978円／日
	個室	828円／日	1,700円／日			5,163円／日
要介護4	多床室	961円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	4,031円／日
	個室	883円／日	1,700円／日			5,218円／日
要介護5	多床室	1,012円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	4,082円／日
	個室	932円／日	1,700円／日			5,267円／日

①利用料金（負担割合2割の場合）

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要介護1	多床室	1,586円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	4,656円／日
	個室	1,434円／日	1,700円／日			5,769円／日
要介護2	多床室	1,686円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	4,756円／日
	個室	1,526円／日	1,700円／日			5,861円／日
要介護3	多床室	1,816円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	4,886円／日
	個室	1,656円／日	1,700円／日			5,991円／日
要介護4	多床室	1,922円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	4,992円／日
	個室	1,766円／日	1,700円／日			6,101円／日
要介護5	多床室	2,024円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	5,094円／日
	個室	1,864円／日	1,700円／日			6,199円／日

①利用料金（負担割合3割の場合）

要介護区分	サービス費		居住費	食費	※生活用品費 教養娯楽費	合計
要介護1	多床室	2,379円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	5,449円／日
	個室	2,151円／日	1,700円／日			6,486円／日
要介護2	多床室	2,529円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	5,599円／日
	個室	2,289円／日	1,700円／日			6,624円／日
要介護3	多床室	2,724円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	5,794円／日
	個室	2,484円／日	1,700円／日			6,819円／日
要介護4	多床室	2,883円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	5,953円／日
	個室	2,649円／日	1,700円／日			6,984円／日
要介護5	多床室	3,036円／日	435円／日	2,185円／日	450円／日	6,106円／日
	個室	2,796円／日	1,700円／日			7,131円／日

※ご利用者様のご希望を確認したうえで提供させて頂きます。

(食費の詳細 朝食 585円 昼食 720円 おやつ(飲み物付) 150円
夕食 730円)

②加算料金（※負担割合2割の場合は2倍、3割の場合は3倍となります）

加算等	日額（負担割合 1割の場合）	内 容
サービス提供体制 強化加算（I）	22円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合に算定
夜勤職員配置加算	24円／日	入所者数に対して、職員の配置基準を満たしている場合に算定
栄養マネジメント 強化加算	11円／日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画を作成し、食事の観察や栄養状態等を踏まえた食事の調整を行っている場合に算定
自立支援促進加算	300円／月	医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を定期的に行い、特に自立支援のための対応が必要であるとされた入所者に対し、多職種が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施した場合に算定
科学的介護推進体制 加算（I）	40円／月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために、必要な情報を活用している場合に算定
科学的介護推進体制 加算（II）	60円／月	科学的介護推進体制加算（I）の要件に加え、入所者の疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定
協力医療機関連携 加算（I）	50円／月	協力医療機関3要件を全て満たし、協力医療機関との連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催している場合に算定

協力医療機関連携 加算（Ⅱ）	5円／月	協力医療機関との連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催している場合に算定
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円／月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合に算定
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円／月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る指導を受けている場合に算定
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円／月	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、かつ見守り機器等のテクノロジーの複数導入や、介護助手の活用等の取組などを行っている場合に算定
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合に算定
安全対策体制加算	20円／回	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定（入所時1回を限度）
褥瘡マネジメント 加算（Ⅰ）	3円／月	入所者の褥瘡発生を予防するため、入所者全員に定期的な評価を実施し、かつ褥瘡が発生するリスクがある入所者に対し、褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合に算定
褥瘡マネジメント 加算（Ⅱ）	13円／月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の要件に加えて、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定
初期加算（Ⅰ）	60円／日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、当施設へ入所された場合に算定
初期加算（Ⅱ）	30円／日	入所された日から30日間に限り算定
認知症ケア加算	76円／日	日常生活に支障を来すような症状・行動がある方、又は意思疎通が困難とされる方に対し、認知症専門棟での支援を行った場合に算定
認知症専門ケア 加算（Ⅰ）	3円／日	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定
認知症チームケア 推進加算（Ⅰ）	150円／月	認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症介護実践リーダ研修修了者及び日本版BPSD認知症ケアプログラム研修終了者を1名以上配置し、複数人の介護職員からなるチームを組み、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施した場合に算定
認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）	120円／月	認知症介護実践リーダ研修修了者を1名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施した場合に算定
療養食加算	6円／回	治療手段として、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に算定（1日3食を限度とし、1食を1回として算定）
経口移行加算	28円／日	経管栄養から経口栄養へ移行しようとする場合、多職種が共同して栄養管理等を行った場合に算定
経口維持加算（Ⅰ）	400円／月	経口摂取しているが、摂食機能障害や誤嚥を有する方が対象。医師他、多職種が共同して、栄養管理をするための観察、会議等を行い、利用者ごとに経口維持計画を作成している場合に算定

経口維持加算（Ⅱ）	100円／月	経口維持加算（Ⅰ）を算定し、継続的な食事の摂取を支援するための食事観察及び会議を開催している場合に算定
再入所時栄養連携加算	200円／回	入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食）に、当施設管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定（1回を限度）
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円／月	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合に算定
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円／月	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定
短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）	258円／日	医師の指示のもと、理学療法士等が短期集中的なリハビリテーション（入所後3ヶ月間・週3回以上・20分）を個別に行い、かつ入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定
短期集中リハビリ実施加算（Ⅱ）	200円／日	医師の指示のもと、理学療法士等が短期集中的なリハビリを個別に行った場合に算定（入所後3ヶ月・週3回以上・20分）
認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）	240円／日	医師の指示のもと、認知症のある方に生活機能の改善を目的として理学療法士等が集中的なリハビリ（3ヶ月間・週3回を限度・20分）を個別に行い、かつ入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハ計画を作成している場合に算定
認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅱ）	120円／日	医師の指示のもと、理学療法士等が生活機能の改善を目的として集中的なリハビリを個別に行った場合に算定（3ヶ月間・週3回を限度・20分）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53円／月	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）の要件に加え、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、リハビリテーション計画書について必要な見直しをしている場合に算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円／月	入所者ごとのリハビリ計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
若年性認知症利用者受入加算	120円／日	若年性認知症の方に対し個別に担当者を定め本人や家族の特性・希望に応じた介護サービスを提供した場合に算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日	医師が認知症行動・心理症状を認め、緊急に入所サービスを利用した場合に算定（7日を限度）
ターミナルケア加算（死亡日）	1,900円／日	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、入所者、家族の同意を得てターミナルケアに係る計画が作成され、それに基づき医師・看護師・介護職員が協同して状態を隨時説明し同意を得ながら、ターミナルケアを行った場合に算定
ターミナルケア加算（死亡日の前日及び前々日）	910円／日	他医療機関等で死亡し、施設を退所した月と死亡月が異なる場合は、死亡月に算定することになる
ターミナルケア加算（死亡日以前4～30日以下）	160円／日	

ターミナルケア加算 (死亡日以前 31～45 日以下)	72円／日	
在宅復帰・在宅療養支 援機能加算（Ⅰ）	51円／日	在宅復帰率やベッド回転率、入所前後訪問指導等の割合やリハビリ、支援相談員の配置割合等の指標で40点以上の場合に算定
緊急時治療管理	518円／日	救命救急医療が必要となる方に対し応急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定
所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	239円／日	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症し、施設内にて投薬・注射・処置等を行った場合に算定（7日／月を限度）
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	480円／日	肺炎や尿路感染症などの疾病を発症し、当施設で行うことができない専門的な検査が必要な場合に医療機関と連携し検査等を行い、施設内にて投薬・注射・処置等を行った場合に算定（10日／月を限度）
外泊時費用	362円／日	外泊期間中、居室が確保されている場合に算定 (1ヶ月に6日を限度・外泊初日、最終日は含まない)
在宅サービスを利用 したときの費用	800円／日	入所者が自宅へ外泊時に、当施設より提供される在宅サービスを利用した場合に算定（1月に6日を限度）
入所前後訪問指導 加算（Ⅰ）	450円／回	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に施設職員が居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導 加算（Ⅱ）	480円／回	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に施設職員が居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	500円／回	居宅へ退所する場合、退所後の主治医に対し、診療情報を提供した場合に算定
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	250円／回	医療機関へ退所する場合、退所後の医療機関に対し、診療情報を提供した場合に算定
入退所前連携加算 (Ⅰ)	600円／回	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、また、利用者が居宅に退所する場合、退所後の在宅サービス等の利用上必要な調整を行った場合に算定 (1回限り)
入退所前連携加算 (Ⅱ)	400円／回	利用者が居宅に退所する場合、居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス等に必要な情報を提供し、また、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用上必要な調整を行った場合に算定 (1回限り)
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円／月	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて評価を行い、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる入所者に対し、原因の分析を行い、支援計画を作成し、計画に基づき支援を実施している場合に算定
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円／月	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件に加え、要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない場合、又は、おむつ使用ありからおむつ使用なしに改善している場合に算定

排せつ支援加算（Ⅲ）	20円／月	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件に加え、要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいすれにも悪化がない場合、かつ、おむつ使用ありからおむつ使用なしに改善している場合に算定
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円／回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所前の主治医が共同し、処方の内容を総合的に評価及び調整を行った場合に算定（退所時、1回を限度）
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円／回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設において服用薬剤の総合的な評価及び調整を行った場合に算定（退所時、1回を限度）
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅱ）	240円／回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定し、かつ入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出している場合に算定（退所時、1回を限度）
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅲ）	100円／回	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定し、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少した場合に算定（退所時、1回を限度）
新興感染症等 施設療養費	240円／回	新たな新興感染症が発生した場合、施設内で感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に算定（1月に1回、連続する5日を限度）
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	7.5%	基本サービス費に加算・減算を加えた単位数に加算率を乗じて算定
電気代	50円／日	テレビ、電気毛布などの電化製品を施設に持込み利用された場合に算定（1点につき）
洗濯乾燥代	実 費	依頼された場合 〈業者委託〉 (5,060円／月 20日未満は253円／日)
理美容代	実 費	利用された場合 〈業者委託〉 (カット1,800円／回 丸刈り800円／回)
栄養補助食品	実 費	食事摂取量が低下した方や栄養状態に問題がある方に栄養補助食品を提供した場合(100円／日)
とろみ剤等	実 費	飲み込みに問題がある方にとろみ剤等を提供した場合 (50円／日)
手芸材料代	実 費	作業療法等で作品を作成され、持ち帰られた場合に実費をいただきます